
地方創生 2.0 における特区の再起動

2025年 6 月19日
内閣府
地方創生推進事務局



前回の諮問会議を踏まえて

第65回国家戦略特区諮問会議（令和6年12月24日）において、これまでの成果や課題を踏まえ、以下の3つの柱を軸に方向性を提示。その後、地方創生2.0における特区の運用の在り方を検討

3つの柱	取組の方向性
これまでの成果の全国への普遍化	- 特例措置の全国展開を更に推進 - 直ちに全国展開が困難なものは、全自治体が活用可能な構造改革特区の特例化を検討 - 活用が伸び悩む特例措置の要件を再検証
新たな挑戦へのサポート強化	- 新規の規制・制度改革提案へのサポート（エビデンス収集等） - 規制・制度改革を活用した新たな取組・事業へのサポート 総合経済対策2024における先行取組（参考資料2-4） ✓ 先端的サービスに関する調査・実証 ✓ 新しい地方経済・生活環境創生交付金による財政支援 ✓ 利子補給金制度の拡充（対象事業分野や事業規模に関する要件緩和）
産官学金労言の理解・連携促進	- 特区の活用促進につながる情報発信強化（地域の好事例など） - 自治体・事業者など現場の声の聞き取り - 規制・制度改革関係制度の連携強化（参考資料2-5）

第65回国家戦略特別区域諮問会議資料3より抜粋



第65回国家戦略特別区域諮問会議

民間議員意見

- 3つの特区制度の特例措置のいずれも、その恩恵を全国に普遍化させるため全国展開についてまず検討するとともに、仮に全国展開が直ちに困難な場合でも…全国の自治体が活用可能な構造特区特例に移行することを視野入れてに検討を進めるべきである。
- 特区指定区域・事業者団体との対話や全国の幅広い声を吸い上げるためのWEBアンケートなども活用し、丁寧に地方の声を吸い上げていくことを期待したい。

石破総理発言

- 各特区における特例の全国展開について、具体的な取組を開始してください。
- 特区制度が地域の期待により一層、きめ細かく応えることができる制度となりますように、特区制度の新たな運用の在り方について、来年6月までに具体的な検討を進め、「地方創生2.0」につなげていただきますようお願いを申し上げます。

< 前回諮問会議後の主な取組 >

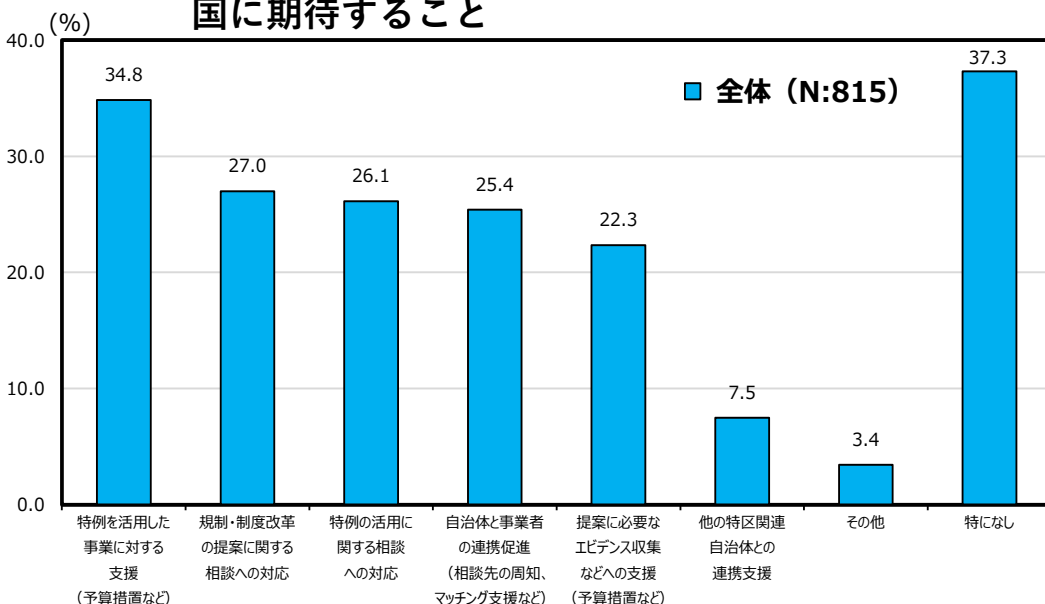
主務官庁 **特例の全国措置化に向けた検討**

日本全国 **アンケート調査
（全国の自治体・事業者等へのWEBアンケート）**

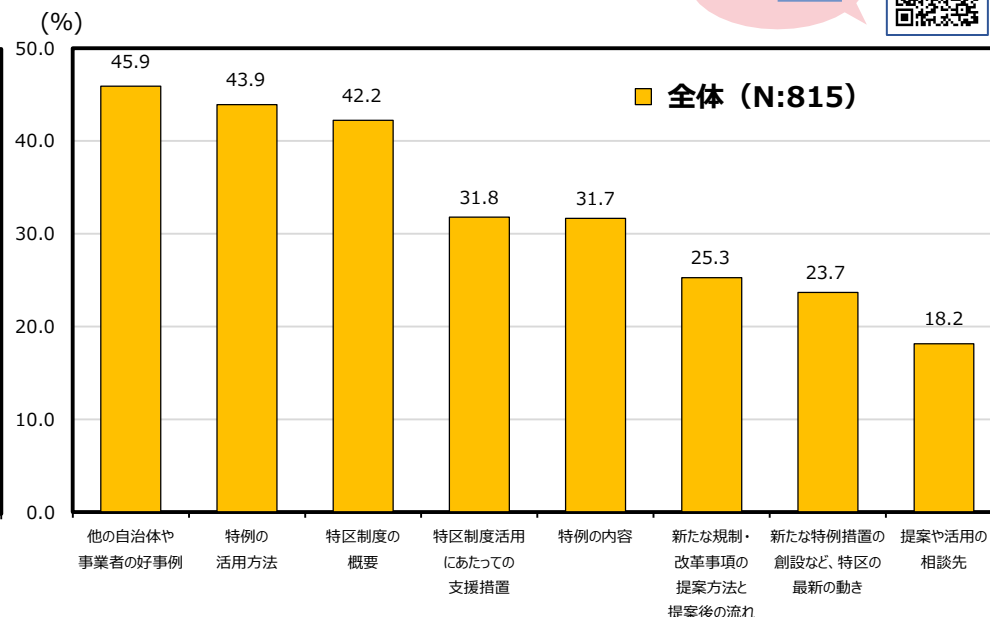
国家戦略
特区自治体 **区域との対話
（全16の指定区域との意見交換）**

- 令和7年2～3月にかけて、**全国WEBアンケート**や**国家戦略特区指定区域との対話**を通じ、自治体や事業者など多様な地域の声を聞き取り
- アンケート調査**では、国に期待することは、**特例を活用した事業に対する支援、規制・制度改革の提案・活用に関する相談への対応、自治体と事業者の連携促進、提案に必要なエビデンス収集などへの支援**が多い【図1】
- また、特区制度については、**約7割が「あまり知らない」「知らない」という結果**。**好事例や特例の活用方法、制度の概要や支援措置**に関する情報提供を求める声が多い【図2】
- 区域との対話**では、提案者側のみに挙証責任を課すのではなく、**主務官庁側も説明責任を負うべき**との声や**新規提案を行った後のスケジュール感や年間プロセスを明確**にしてほしいといった声があった

【図1】 特区制度に基づく特例の提案や活用にあたり、
国に期待すること



【図2】 特区制度の知りたい情報



アンケート調査の
詳細は[こちら](#)



【今後の方針①-1】成果の全国への普遍化（全国措置化等検討）

- 内閣府からの要請に基づき、**主務官庁において特例措置の全国措置化**について、**構造改革特区への移管を含めて検討**。指定区域に活用が限定されている国家戦略特区、総合特区の検討対象とした特例措置67件のうち、**全国措置化の検討が可能**な旨の回答があったものは**20件**【図3】
- 今後、**主務官庁検討結果**のみならず、**地域のニーズや特例化からの経過年数、活用実績等**も踏まえ、**特区WGヒアリング等**を通じて、**全国措置化**や活用促進に向けた**特例の要件見直しを推進**

検討の進め方

1. 特例の全国措置化

- ① **検討可能**との回答：具体的な内容・時期について主務官庁と検討・調整の上、可能なものから速やかに措置
 - ② ①**以外**の回答：地域のニーズ、特例化からの経過年数、活用実績等を踏まえ、優先順位を決めて全国措置化を検討
- ※国家戦略特区制度の目的達成に資する国等の援助に関する規定（援助規定）についても、地域のニーズ等を踏まえ、全国で活用可能な在り方を検討

2. 特例の要件見直し

地域のニーズ、特例化からの経過年数、活用実績等を踏まえ、優先順位を決めて要件の見直しを検討

※構造改革特区・総合特区の特例措置については、両制度の枠組みの下で今後検討

【図3】主務官庁における特例措置の全国措置化に関する検討結果

	検討対象	全国措置化検討可能（※1）		
		全国展開	構造特区移管	合計（※2）
国家戦略特区	47件	10件	9件	14件
総合特区	20件	3件	3件	6件
合計	67件	13件	12件	20件
構造改革特区	55件	8件	—	8件

※1 複数の主務官庁がある特例については、一部の主務官庁のみが検討可能と回答した場合についても計上

※2 1つの特例について、全国展開、構造特区移管とも検討可能との回答の場合、それぞれ計上しているため、合計は一致しないものがある

【参考】 全国措置化等検討結果概要（国家戦略特区）

- 以下は、全国WEBアンケートにおいて国家戦略特区指定区域外から活用希望10件以上の特例と、
 ②主務官庁検討における全国措置化の検討可能との回答があった特例をまとめたもの（活用希望件数順）
- 主務官庁検討において、●は全国展開の検討可能（○は主務官庁が複数あり一部の主務官庁のみ検討可能）、
 ●は構造改革特区移管の検討可能との回答があった特例

主務官庁 検討	国家戦略特区の特例措置	創設 年度	活用 区域	活用 希望 (区域外)
	過疎地等での自家用自動車による有償運送 ※R 6 制度改正により事実上全国展開済み	2016	2	37
	都道府県知事等の認定を受けた滞在施設における旅館業法（フロント設置等）の適用除外（特区民泊）	2014	5	17
	農地権利移転許可事務を農業委員会から市町村へ移管	2014	3	17
●	工場新增設促進のための工場立地法等の緑地面積率等に関する規制緩和	2021	4	16
	中心市街地活性化基本計画の認定の特例	2021	0	14
	官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化（創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例）	2015	4	13
●●	小規模認可保育所における対象年齢の拡大（3～5歳のみ）	2017	2	12
	外国人エンジニアの就労促進（自治体の協力による在留資格審査の迅速化）	2023	3	11
○●	外国人家事支援人材に関する在留資格の特例	2015	3	10
	公立学校運営の非営利法人への開放	2015	2	10
●	ベンチャー・ファンドへの出資に係る規制の緩和	2024	1	7
●●	外国人乳幼児が多い認可外保育施設における保育士配置基準の緩和による外国人保育資格者の活用	2023	2	5
●	一般社団法人等への信用保証制度の運用	2017	1	3
●	地方裁量型認可化移行施設の設置（認可外保育施設から認可保育施設への移行を目指す等で、都道府県の基準を満たした場合、認可移行計画の延長、保育サポーター加算取得を可能化）	2019	0	3
●●	会社設立に係る行政手続の英語対応	2024	4	3
●	外国医師の臨床修練可能な診療所の対象拡大	2015	1	1
●	建築物用地下水の採取規制地域における冷暖房利用の特例	2019	1	1
●	地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）等の迅速・円滑な実証実験（航空法）	2020	0	1
●	地域限定型 規制のサンドボックス制度による自動車の自動運転や無人航空機（ドローン）等の迅速・円滑な実証実験（電波法）	2020	0	1
●●	銀行によるGX関連事業に対する出資規制の緩和	2024	1	1
●	補助金等交付財産の目的外使用等に係る承認手続きの特例措置	2023	0	0

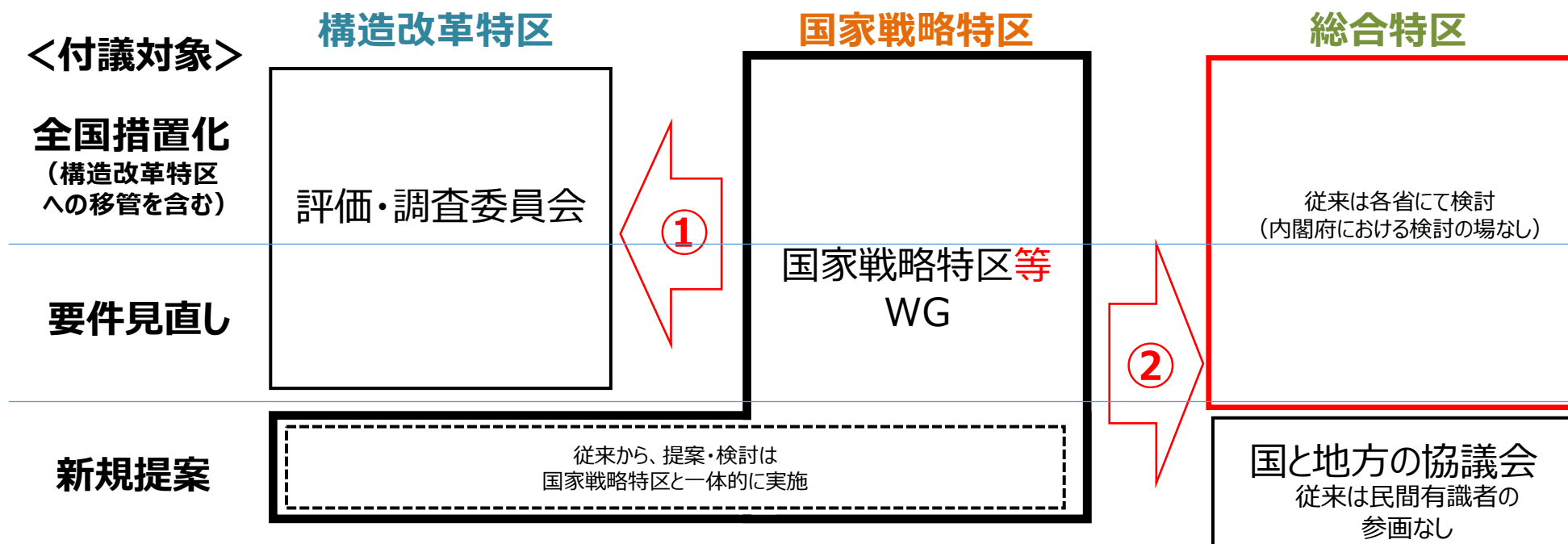
【今後の方針①-2】成果の全国への普遍化（検討体制強化）

規制改革の新規提案や特例の全国措置化、要件見直しについて、民間有識者の知見を最大限に活用し、横断的視点で迅速かつ効果的に検討できるよう、各特区制度の枠組みも活かしつつ体制を強化

変更のポイント

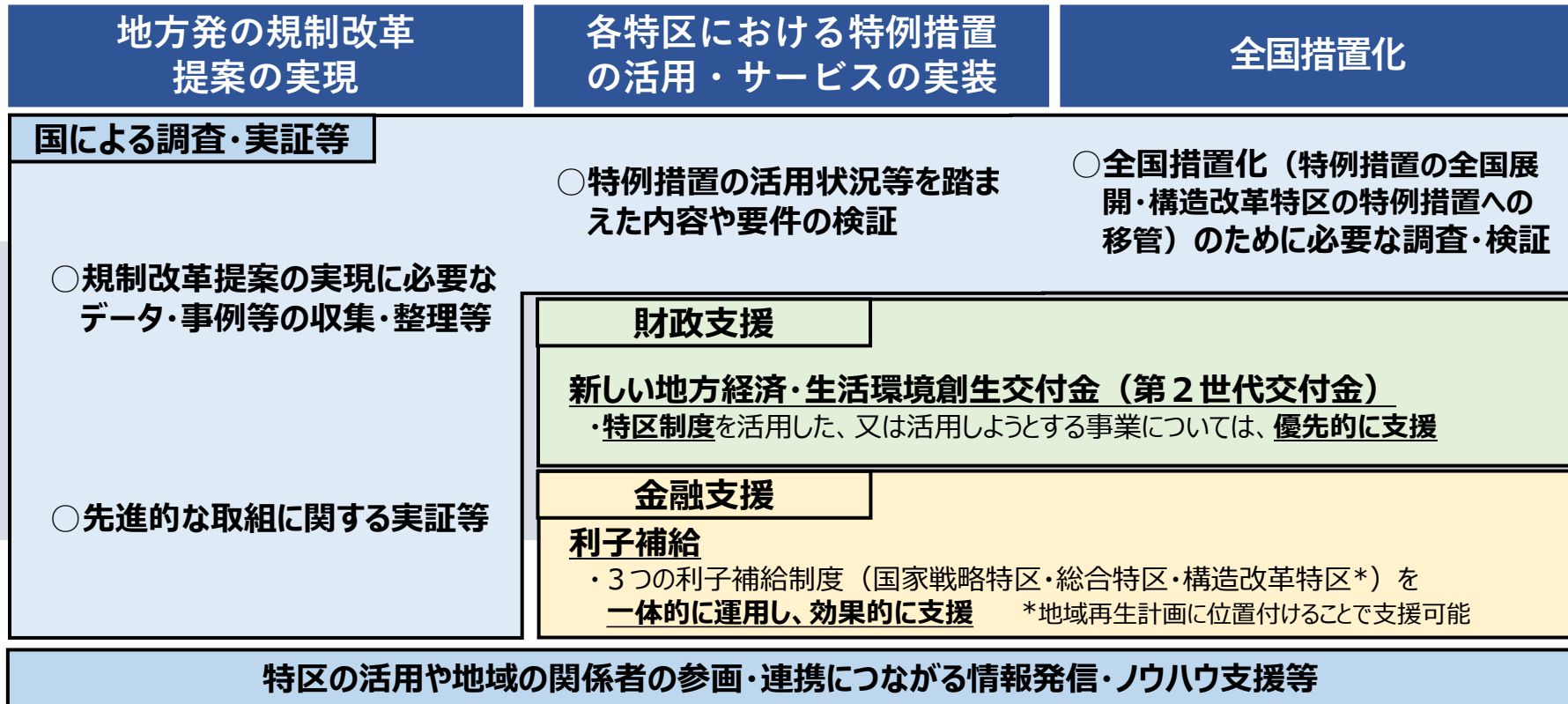
- 国家戦略特区WGの意見聴取等の充実のため主務官庁の資料提出、説明等の協力を基本方針に明記（→提案から方針決定までの期間ができるだけ半年以内となることを目指して業務運営を行う）
- 同WGの業務として以下を追加（国家戦略特区「等」WGと改称）
 - ①構造改革特区特例について、必要に応じ評価・調査委員会の検討をサポート（国家戦略特区から移行した特例など）
 - ②総合特区特例の全国措置化等の検討や、新規提案について必要に応じ国と地方の協議会をサポート

※赤：特区WGの新たな役割



【今後の方針②】新たなチャレンジへのサポート強化

- 地方発の新たな規制改革提案について、主務官庁と協議を進める際のハードルの高さや新たなルールを活用したサービス導入のリスクの高さ等を踏まえ、新たなチャレンジへのサポートを強化
- 具体的には、取組の段階に応じて、国において、新たな規制改革提案の実現や全国措置化のための調査・実証等と、地方創生交付金や利子補給制度による財政・金融支援を一体的・効果的に実施するとともに、特区の活用や地域の関係者の参画・連携につながる情報発信・ノウハウ支援等を行う。



地方の課題
を起点とする
大胆な規制
改革の実現

成果の普遍化

財政措置が必要なものはR8概算要求等できるだけ早期に対応

新しい地方経済・生活環境創生交付金による支援

国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策（令和6年11月22日閣議決定）（抄）

第2章 国民の安心・安全と持続的な成長に向けた具体的施策

第1節 日本経済・地方経済の成長 ～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

2. 新たな地方創生施策（「地方創生2.0」）の展開～全国津々浦々の賃金・所得の増加に向けて～

（1）「新しい地方経済・生活環境創生本部」による新たな地方創生の起動

（略） 特区の活用を始め、地域の実情を踏まえた幅広い分野の制度・規制改革を加速する。スーパーシティ、デジタル田園健康特区45、連携絆特区、金融・資産運用特区において、先端的サービスによって地域課題を解決するモデル地域として、必要な制度・規制改革やデータ連携に係る調査・実証を行う。その中で得られた知見は、他地域にも共有する。**特区や制度・規制改革を活用しようとする地域の意欲ある取組について、新しい地方経済・生活環境創生交付金により支援する。**

第2世代交付金における制度の概要

採択の優先順位について

- 採択見込額を超える申請があった場合、**取組内容等に応じて採択の優先順位を付ける。**

優先順位	対象事業	
	高	低
	①	②
	③	
	➤ 重点テーマに該当する事業 ・「地方経済」、「生活環境」、「若者・女性にも選ばれる地方」 ⇒ 重点テーマに該当するかについては、有識者審査を実施	➤ 複数の地方公共団体が連携して申請する事業（定住自立圏や連携中枢都市圏に基づく地域間連携を行う事業を含む） ➤ ソフト事業、拠点整備事業、インフラ整備事業のうち複数の種類の事業を組み合わせる事業 ➤ 他の国庫補助金等の関連する他政策・施策との戦略的な連携を図る事業 ➤ SDGs 未来都市計画に基づく事業 ➤ 弾力措置の対象となる事業 ➤ 特区制度を活用した、又は活用しようとする事業 ➤ 地域再生法に基づく支援措置との連携を図る事業やPFI法に基づく事業 ➤ スタートアップ支援に係る事業
	③	
	➤ 上記以外の事業	

新しい地方経済・生活環境創生交付金で、**特区制度を活用した、又は活用しようとする事業**※は優先順位が高くなります

※規制・制度改革を促進する観点から、特区制度に係る措置（全国展開済みの措置の場合は、特区制度の成果の普遍化を促進すると認められるものに限る。）を活用した、若しくは活用しようとする事業又は内閣府地方創生推進事務局に対し、規制・制度改革の提案を行っている事業若しくは規制・制度改革の提案に係る事前相談を行っている事業を想定。

※①の重点テーマに該当する事業のうち、②の内容にも該当する事業は、より優先して採択する。

国家戦略特区利子補給制度に係る要件緩和

2024年12月国家戦略特別区域諮問会議資料より抜粋・編集

■対象主体（規模）

ベンチャー・中小事業者

■対象事業

3分野の（医療／農林水産／国際等）の特定の事業で各特区の区域計画に定める事業

税制支援【課税の特例措置】

金融支援【利子補給金】

引き続き重点支援



制度創設から10年

- 我が国を取り巻く国際経済環境の変化
その他の経済社会情勢の変化 へ対応
- 3分野以外の様々な事業（観光／環境／交通／情報通信／福祉／子育て支援／防災など）について、各特区の区域計画に定められてきた実績

見直し（要件緩和）

■対象主体（規模）

規模の制約なし

変更

特区基本方針（閣議決定）

内閣府令／要綱

■対象事業

3分野の特定の事業以外も地域の実情に応じ以下を満たす事業を幅広く対象化（“絞り込み”要件削除）

- 先進的・革新的な事業 &
- 官民金等地域の関係者が連携した戦略的継続性の認められる事業

金融支援【利子補給金】

新たな地域の取組を幅広く後押し

新たに支援

<相談窓口>

内閣府地方創生推進事務局（利子補給担当）

【TEL】03-6206-6720 【mail】rishi.hokyu@cao.go.jp

Web打合せ／併走支援／サポート など可能です！
御不明な点など お気軽に 御連絡願います！

<詳しくはウェブサイトも！>

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/rishihokuyu/index.html>



【今後の方針③】産官学金労言士の理解・連携促進

- ・ 特区制度の認知を高め、制度の活用を促進するため、**公式note**を立ち上げるとともに特例措置の創設や活用方法を特区横断的に解説した「**特区の手引き**」や、分野ごとの好事例をまとめた「**特区の活用事例**」を公表し、**特区相談窓口**も整備
- ・ 今後、地域の声も踏まえ、地域の好事例の**コンテンツの充実**や**自治体と事業者をつなぐ場の提供**、**3つの特区制度を一元化したHP公開**、**制度間連携の更なる強化**を図る

＜前回諮問会議後の主な取組＞

特区制度の活用促進

手引き & 活用事例



「特区の手引き」・「特区の活用事例」（2025年3月公表）

規制改革関連制度との連携強化

- ・ 様々な規制改革の取組を制度横断的に検索するためのウェブサイト「**規制改革ライブラリー**」を令和6年度末公開

＜今後の取組＞

地域の好事例の情報発信強化

公式note 開設



特区を推進エンジンに 変化する価値観やニーズに対応し、挑戦する企業を応援（福岡県福岡市）

67

内閣府 地方創生推進事務局
2025年3月12日 18:28

古くから大陸方面への玄関口として栄え、豊かな自然と機能性に優れた都市エリアが共存する福岡市は、住みやすく働きやすい街と評価されています。一方で、就職を機に九州外に出てしまう学生が多いことや、支店経済的な側面が強いといった課題も抱えていました。そのような中、国家戦略特区制度を推進エンジンとして、国内外から多様な人材や企業を呼び込む環境づくりを行い、飛躍的な成長を遂げている福岡市の歩みについて、総務企画局企画

企業と共に歩む中山間地域の未来 農業や暮らしの課題を、共存共栄で解決（兵庫県養父市）

100

内閣府 地方創生推進事務局
2025年3月7日 19:40

自治体の規模が小さくても、国を動かしてルールを変え、地域活性化に取り組んでいる市があります。兵庫県で最も人口が少ない市である養父市は、中山間地域という農業の条件が不利な土地柄に加え、高齢化も加速し、耕作放棄地の増加という課題に直面していました。地域の個人農業従事者だけでは、これらに対処しきれず、将来への課題が残ることは避けられません。そこで、新たな活力として企業による営農を迎え入れ、共存共栄していく道を模索しました。「国家戦略特別区域」に指定された養父市役所の職員である

「note」（2025年2月創設）

好事例の発信や関係者の連携促進のため、**本年秋以降、「(仮)地方創生2.0 特区活用フォーラム」を開催予定！**

今後、公式noteの活用やHP公開を通じ、**質・量ともに充実した情報発信を強化**

- ・ 全国的な規制・制度改革を検討する規制改革推進会議等、他の枠組みとの連携を図りつつ、きめ細かく規制・制度改革を推進

特区の手引き

特区の活用事例



特区制度を使うには？

特区制度を使って、「新たなルールを**作る**こと（全国ルールや特例の創設の提案）」と「作られたルールを**使う**こと（特例の活用）」ができます。
「全国ルールや特例の創設の提案」は、自治体・企業・個人の皆様、誰でも行うことができ、随時募集しています。
「特例の活用」を行う場合、すべての自治体が活用できるもの（構造改革特区の特例）と、指定された区域が活用できるもの（国家戦略特区／総合特区の特例）があります。

皆様からの提案・活用のご相談をお待ちしています！

特区制度活用フローチャート

事業の実施を困難とさせている法規制などがある

既存の特例活用により実現可能なか、新しい特例やルール見直しが必要になるのか判断が難しい場合、まずはお気軽に地方創生推進事務局または自治体へご相談ください！

連絡先は裏表紙へ

ご相談にあたっては以下のポイントを示していただくとスムーズなご案内となります！

- ☒ 想定している事業内容
- ☒ その実施を困難とさせている法規制などの内容（～法～条、〇月〇日付〇〇通〇〇課長通知等）

特例の活用ができる場合

既存の特例に該当がない場合

新たなルールを作るには？

新たな規制・制度改革のためのご相談を随時募集しています。
提案内容の実現に向けて、内閣府（地方創生推進事務局）が皆様をサポートします！

STEP 1

新たな規制改革事項の提案

- ・事務局へ提案
- ・STEP2に向けて、事務局と相談

必要に応じて事前相談も可能です！
提案フォーム

詳しくはこちら



STEP 2

主務官庁へ検討要請

- ・事務局が制度の主務官庁へ検討要請→主務官庁より回答※回答次第で再検討要請可能

以下を盛り込んだ提案をいただくと◎詳しくても、事務局がサポートします！

- ・想定している事業内容
- ・当該事業を担責する「具体的な規制・制度」
- ・地域・社会課題や技術変化など、事業の「必要性」

STEP 3

WGヒアリング

- ・必要に応じて、特区WG（民間有識者）によるヒアリングを開催
- ・ヒアリングでは、提案者や主務官庁からの資料を用いた説明を基に議論

（参考）これまでのヒアリングの様子

詳しくはこちら



提案が認められれば

新しい特例やルールの見直し

資料作成は事務局が伴走支援します！

特区制度の活用事例（2024年12月現在）

保育分野



公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業



公立保育所における給食の外部搬入が可能に

構造改革特区（2003年度）

一部全国展開（2010年度）

公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することも可能とする特例（3歳以上は公立・私立を問わず全国展開済み）。公立保育所における運営合理化の推進に寄与。

【認定計画数（累計）】122件（全国31都道府県で活用）

都市公園内における保育所等設置の解禁



都市公園内に保育所等の設置が可能に

国家戦略特区（2015年度）

全国展開（2017年度）

保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合、都市公園管理者が占用を許可する特例。保育所の福祉サービス需要の高まりに対応し、本特例の認定を受けた自治体の待機児童約3割の解消に貢献（2019年4月1日時点）。

【保育所等の設置事例】78件（2024年3月末時点、国土交通省調べ）

「地域限定保育士」の創設



地域のニーズに応じた集中的な保育士の確保

国家戦略特区（2015年度、2017年度）

試験を実施する自治体内のみで勤務可能となる特別な保育士資格を設け、多様な法人による試験事業の実施も可能とする特例。2023年度末までに約8,600人が資格を取得し、地域における保育士確保に寄与。※資格を取得し、空席を空けて3年経過後は全国で勤務可能

【活用自治体】神奈川県、大阪府、沖縄県、仙台市、成田市

小規模認可保育所における対象年齢の拡大



小規模認可保育所の柔軟な運用による待機児童の解消

国家戦略特区（2017年度）

一部全国展開（2023年度）

小規模認可保育所において、3歳以上の児童の受け入れも可能とする特例。（0～5歳の一貫した保育は全国展開、3～5歳の保育は特例として存置）2022年度末までに14施設で受け入れを可能としており、待機児童の解消に寄与。※定員19人以下の保育所、原則0～2歳が入所対象

【活用自治体】成田市、兵庫県（西宮市）、大阪府（堺市）

その他、国家戦略特区において、外国人乳幼児が多い認可外保育所において外国の保育資格を有する人材を活用できる特例（2023年度特例措置）や保育所等において看護師を保育士とみなしてカウントできる特例要件の緩和（2023年度全国調査）により、保育士不足や待機児童の解消に寄与するとともに、地域の実情に応じた多様な保育を実現。

※【活用自治体】は過去に活用した自治体や今後活用予定の自治体を含む

特区の再起動に向けた基本方針の見直し

これらの方針を進め、**地方創生2.0**において**特区を再起動**させるため、**国家戦略特区基本方針（閣議決定）等を改定**

地方創生2.0を踏まえた取組の推進

地方の厳しい状況とデジタルを始めとする新技術の進展を踏まえ、スピード感をもって**地方の課題を起点とする規制・制度改革を大胆に進める観点から、取組を推進**する旨を明記

成果の普遍化（全国措置化の推進）

特例措置について、直ちに全国展開が困難であってもその効果を全国に波及していくことが可能となるよう、**構造改革特区の特例措置への移管**を推進する旨等を新たに規定

規制・制度改革の検討体制の強化

新たな規制改革提案や特例の全国措置化、要件の見直しについて、**横断的視点で迅速効果的に検討**を行うことができるよう、**各特区の枠組みを活かした検討体制**を新たに規定。新たな規制・制度改革に関する**主務官庁の責務**を明確化

新たなチャレンジへのサポート・情報発信等の強化

新たな規制改革や全国措置化の実現に必要なデータ、事例等の収集・検証、先進的な取組の実現に必要な実証など、**地域のチャレンジを促進**するために必要な施策を講ずる旨や、**特区の活用や多様な関係者の連携を促進**するための**情報発信の強化やノウハウ支援等**に努める旨、**利子補給制度の制度間連携による支援**を推進する旨を新たに規定

関係制度間の連携

3 特区制度や他の規制・制度改革関係制度等との連携を図りながら、それぞれの**制度の特色や枠組みを活かし、効果の最大化**を目指す旨を明確化

※**構造改革特区及び総合特区**の基本方針についても、**各制度における必要な手続きを経て同趣旨の改定**を想定 11

地方創生2.0における特区の再起動（ポイント）

地方創生2.0では、2002年に創設された構造改革特区以来、3つの特区制度を通じて得られた**成果の普遍化を強力に進める**とともに、特区制度の原点に立ち返り、特例という実証プロセスも最大限活用しつつ、**地方の課題を起点とする規制・制度改革をより一層大胆に進める**ため、**各特区制度の特徴を活かしつつ連携させ、制度全体の運用を抜本的に強化**する

課題

成果の普遍化

- ・国家戦略特区、総合特区の特例が長期間継続（活用できない地域あり）
- ・特例の要件が厳しく使いにくい

チャレンジへのサポート

- ・規制改革提案をしても、主務官庁との調整が困難
- ・規制改革を活用した新たな事業導入のリスクも高い

理解連携促進

- ・特区の活用の仕方を知らない・分かりにくい

地方創生2.0における特区の再起動

成果の普遍化（全国措置化）の推進

- ・主務官庁が検討可能とした特例や、特例措置の創設や活用から一定期間が経過している特例は、地域ニーズ等も踏まえ、**構造特区特例への移管**も含め、**全国措置化を検討**
- ・特例の活用状況等を踏まえ、**要件を検証・見直し**

規制・制度改革の検討体制の強化

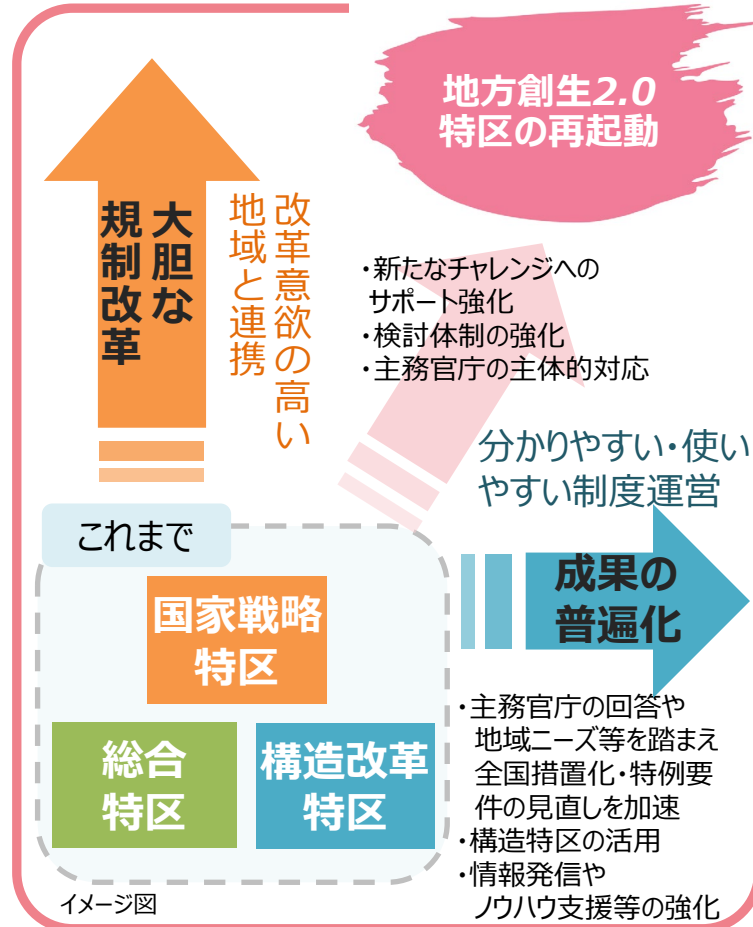
- ・迅速かつ効果的な**検討体制の強化**（国家戦略特区等WGと他制度との連携等）
- ・主務官庁は規制改革提案を自らの問題ととらえ、地域課題解決に資するよう**主体的・早急に検討**

新たなチャレンジへのサポート強化

- ・内閣府が**新たな規制改革提案や全国措置化の実現に必要な調査・実証等**を行うとともに、地方創生交付金や利子補給等の**財政・金融支援を一体的・効果的に実施し、新たなチャレンジをサポート**

情報発信等の強化

- ・特区の活用や地域における**産官学金労言士の連携促進**につながる**情報発信、ノウハウ支援等**（特区活用の手引きや好事例集、HPやSNS、相談体制充実）



特区基本方針など関連規定を改正するとともに、**財政措置が必要なものはR8 概算要求等できるだけ早期に対応**

皆さんからの **アイディア提案** をお待ちしております！

事業を拡大するうえで、
既存のルールが障害と
なっていませんか？



特区を活用して
解決につなげて
みませんか？

これまで
300 件を超える
特例が設けられました。



アイディアはホームページから
お寄せください。

規制改革事項の提案募集について

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/teian.html>



ご意見・ご質問などのお問い合わせはこちらへ

特区相談窓口

内閣府 地方創生推進事務局

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39
永田町合同庁舎

☎ 03-5510-2472 ✉ i.kokkatoc@cao.go.jp

国家戦略特区ホームページ

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/index.html>

内閣府 特区

検索

